

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年9月29日

【事業年度】 第11期(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

【会社名】 株式会社マーケットエンタープライズ

【英訳名】 MarketEnterprise Co.,Ltd

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小林 泰士

【本店の所在の場所】 東京都墨田区亀沢三丁目3番14号
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 -

【事務連絡者氏名】 -

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋三丁目6番18号

【電話番号】 03-5159-4060

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 今村 健一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成25年6月	平成26年6月	平成27年6月	平成28年6月	平成29年6月
売上高 (千円)					5,630,708
経常利益 (千円)					4,202
親会社株主に帰属する 当期純損失() (千円)					19,276
包括利益 (千円)					21,555
純資産額 (千円)					917,536
総資産額 (千円)					1,536,877
1株当たり純資産額 (円)					179.80
1株当たり 当期純損失() (円)					3.80
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)					-
自己資本比率 (%)					59.4
自己資本利益率 (%)					2.1
株価収益率 (倍)					173.5
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)					26,823
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)					19,750
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)					74,298
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)					825,827
従業員数 (外、平均臨時 雇用者数) (名)	()	()	()	()	132 (104)

(注) 1. 第11期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーのみ、人材会社からの派遣社員は除く。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月		平成25年6月	平成26年6月	平成27年6月	平成28年6月	平成29年6月
売上高	(千円)	1,947,050	2,940,537	3,988,688	4,863,308	5,607,182
経常利益	(千円)	42,147	86,759	227,508	93,485	10,712
当期純利益又は 当期純損失()	(千円)	29,527	114,793	136,739	49,637	15,045
持分法を適用した 場合の投資利益	(千円)	-	-	-	-	-
資本金	(千円)	20,000	20,360	304,865	304,865	304,913
発行済株式総数	(株)	2,000	4,030	2,534,500	5,069,000	5,077,000
純資産額	(千円)	61,677	176,830	882,580	931,996	917,046
総資産額	(千円)	308,042	609,848	1,301,065	1,499,529	1,518,721
1株当たり純資産額	(円)	15.42	43.88	174.11	183.87	180.63
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額)	(円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期 純利益金額又は 当期純損失金額()	(円)	7.38	28.70	30.68	9.79	2.96
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額	(円)	-	-	29.48	9.44	-
自己資本比率	(%)	20.0	29.0	67.8	62.2	60.4
自己資本利益率	(%)	62.9	96.3	25.8	5.5	1.6
株価収益率	(倍)	-	-	54.9	95.0	222.3
配当性向	(%)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	49,119	68,732	31,723	60,515	-
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	38,334	55,988	66,901	91,875	-
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	26,502	77,783	513,014	157,016	-
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	122,937	325,442	739,830	744,455	-
従業員数 (外、平均臨時 雇用者数)	(名)	43 (57)	57 (81)	82 (100)	120 (112)	130 (104)

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第7期及び第8期は潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
4. 第7期及び第8期までの株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーのみ、人材会社からの派遣社員は除く。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
6. 当社は、平成26年2月13日付けで普通株式1株につき2株の株式分割を、平成27年3月11日付けで普通株式1株につき500株の株式分割を、また、平成28年1月1日付けで普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
7. 当社は、平成27年6月17日に東京証券取引所マザーズに上場したため、第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、新規上場日から第9期末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
8. 第11期より連結財務諸表を作成しているため、第11期の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
9. 第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2 【沿革】

当社代表取締役社長である小林泰士は、当社設立以前より個人事業主として、格安中古乾電池の仕入・販売、及びフリーマーケットの主催業務（企画・制作・運営）を行っておりましたが、全国的なリユース品へのニーズの高まりを背景に、リユース取扱商品の幅を広げ、業容の拡大を機に、平成18年7月に当社を設立いたしました。

当社設立以降の主な沿革は以下のとおりであります。

年月	概要
平成18年7月	格安中古乾電池の仕入・販売及びフリーマーケットの主催業務(企画・制作・運営)を事業目的として、株式会社マーケットエンタープライズを資本金1,000千円で東京都墨田区亀沢に設立
平成18年11月	業容拡大のため、東京都墨田区太平に本社を移転
平成19年7月	ネット型リユース事業(「高く売れるドットコム」「安く買えるドットコム」)を開始
平成19年10月	業容拡大のため、東京都墨田区太平内で本社を移転
平成22年2月	業容拡大のため、東京都墨田区亀沢に本社を移転
平成22年12月	ネット型リユース事業規模拡大のため、東京都江東区千石に東京リユースセンターを新設
平成24年3月	ネット型リユース事業規模拡大のため、大阪府吹田市垂水町に大阪リユースセンターを新設
平成25年1月	ネット型リユース事業規模拡大のため、愛知県名古屋市中区栄に名古屋リユースセンターを新設
平成25年7月	ネット型リユース事業規模拡大のため、神奈川県横浜市港北区新羽町に横浜リユースセンターを新設
平成25年10月	ネット型リユース事業への経営資源集中による成長加速を目的として、株式会社オークファンへフリーマーケット事業を譲渡
平成26年6月	ネット型リユース事業規模拡大のため、福岡県福岡市南区清水に福岡リユースセンターを新設
平成27年3月	ネット型リユース事業規模拡大のため、埼玉県和光市丸山台に埼玉リユースセンターを新設
平成27年6月	東京証券取引所マザーズ市場に上場
平成27年8月	業容拡大のため、東京都中央区京橋に本社を移転
平成27年10月	ネット型リユース事業規模拡大のため、兵庫県神戸市兵庫区下沢通に神戸リユースセンターを新設
平成28年4月	ネット型リユース事業規模拡大のため、宮城県仙台市若林区六丁の目中町に仙台リユースセンターを新設
平成28年6月	ネット型リユース事業規模拡大のため、徳島県徳島市東船場町に徳島オフィス(コンタクトセンター)を新設
平成28年8月	中古端末に特化したMVNO(仮想移動体通信事業)事業を開始するため、連結子会社として株式会社MEモバイルを設立

3 【事業の内容】

当社グループは、ネット型リユース事業（販売店舗を有さない、インターネットに特化した多種多様なリユース品の買取及び販売）を展開しており、当連結会計年度に中古携帯端末に特化したMVNO（仮想移動体通信）事業を展開する株式会社MEモバイルを設立したことから、当社と当該連結子会社1社で構成されております。

なお、当社グループは、ネット型リユース事業の単一セグメントであることから、セグメントごとの記載を省略しております。

(1) 事業の概要

当社は、国策であり持続可能な循環型社会形成のキーワードとされる「3R」（リユース：再利用、リデュース：廃棄物の発生抑制、リサイクル：再資源化）の中でも、そもそもの不用品を発生させない「リユース」にフォーカスし、「最適化商社」をビジョンに掲げ、インターネットに特化した事業展開を行っております。

このような社会的な要請を受け、当社が対面するリユース市場は拡大を続けており、株式会社リフォーム産業新聞社「中古ビジネスデータブック2017」によると、その市場規模（不動産・自動車を除く）は平成27年度で約1.7兆円と推計されております。また、環境省の調べによれば、リユース品の購入経路は、平成21年度においてはリユースショップの店頭が50.0%を占めておりましたが、インターネットの社会的認知の広がりから近年ではそのシェアが逆転し、平成27年度においては、購入経路の66.0%がインターネット経由となっており、過半を占める状況となっております。こうした背景の一つとして、これまで、新品を中心に扱っていた主要なEコマースサイトが、新品とリユース品を併売する傾向を強めていることが挙げられます。言い方を変えれば、今後の日本のEコマース市場は、これまでは新品が牽引していましたが、今後は新品に加えてリユース品が牽引役となり、マーケットプレイスにリユース商品を安定供給する事業・サービス会社（リユース事業会社、出品代行会社、価格情報提供・分析会社等）の役割が重要になっていくと考えられます。

また、近年では、Eコマース市場の拡大に伴い、多種多様な価格比較サイトが台頭し、インターネットにおける物品の売却・購入においては消費者の価格比較が常態化しております。その比較対象も新品同士の価格比較をはじめ、新品とリユース品、リユース品同士とその比較対象は多様化しており、リユース品における購入価格の不透明感には以前と比較して改善されている一方で、リユース品の買取価格そのものや品質に対しては今もなお不透明感が強い状況にあると言えます。これは例えば、商品売却時における「物を引き渡すまで、買取価格がいくらになるかわからない」、リユース品購入時における「リユース品はすぐに壊れてしまうのではないか」といった不安感・不信感が挙げられます。

こうした状況認識のもと、当社は設立以来、リユース品の売買に伴う不透明感を、買取商品の事前査定や販売商品への保証サービス等、各種サービスの拡充によって低減し、顧客に対して安心感・信頼感を提供してまいりました。このことが当社の業容拡大の大きな一因となっており、以下、当社の事業であるネット型リユース事業について、リユース商品の仕入と販売に分けてその内容を記載いたします。

・商品仕入（「高く売れるドットコム」）

総合窓口サイトである「高く売れるドットコム」をフラッグシップサイトとして、本書提出日現在28の買取専門サイトを運営しており、具体的な買取サイトは、以下のとおりであります。

買取メディア

28の買取専門サイト



また、買取の手法としては、「宅配買取（宅配にて商品を受領する方法）」、「店頭買取（直接、商品を店頭にお持ちいただく方法）」、「出張買取（顧客宅へお伺いし、商品を受領する方法）」の3つの手法を採用しております。出張買取及び店頭買取については、仙台・東京・横浜・埼玉・名古屋・大阪・神戸・福岡、といった全国8拠点のリユースセンターを配備することで広範囲の顧客に対応が可能となり、宅配買取については配送費を当社で負担する等、顧客にとってサービスが利用しやすい仕組みを構築することによって、当社にとっても効率的な商品仕入が可能となっております。

これらも含め、当社の「高く売れるドットコム」は、一般的な買取サービスと比較し、「インターネットによる事前査定が可能となっていること」、かつ「全国的な対応での買取が可能となっていること」という点において、独自のサービスモデルを構築しております。

・商品販売（「ReRe（呼称：リリ）」）

ヤフー株式会社が提供するインターネットオークション、「ヤフオク！」をはじめ、Amazon、楽天、eBay等、著名なEマーケットプレイスに「ReRe」の屋号にて出店し、また、当社の自社販売サイトとして「ReRe」を運営し、商品を販売しております。

リユース商品の販売は、新品の商品とは異なり、同じ商品でも状態がひとつひとつ異なります。このため、インターネットでリユース商品を購入する消費者は、店頭にて目や耳で実際に商品確かめるのとは違い、商品の写真や、説明文を読んだ上で価格を踏まえて購入を決めることとなります。したがって、インターネットでのリユース商品の販売は、いかに商品の写真や説明文で消費者に訴えかけるか、適正な販売価格を設定するかが重要となります。当社ではこれら商品の写真撮影のノウハウや販売価格の設定方法等、販売する上での重要事項を標準化し、体系化したマニュアル「スタンダードブック」を作成し、全社員へ浸透・徹底させることで、リユース商品の販売ノウハウを個人の能力に依存することなく、当社全体で共有しております。

また、販売商品に対して、動作保証（初期動作不良時の全額返金保証）、修理保証（使用時の故障や不具合等に対する修理保証）、買取保証（一定の条件下での商品買取保証）といった、顧客が必要に応じて選択できる付加サービスを用意することで、リユース品に対する不安感を緩和し、安心してリユース品を購入できる環境を構築しております。

(2) 事業の特徴

従来、リユース業界においては店舗を有し、店頭にて商品の仕入・販売を行う、いわゆる「店舗型」が業態としては主流でありましたが、当社におきましては、平成18年の設立以来、インターネットに特化した業態「リユース×インターネット」にて事業を展開しており、事業拠点として、事業年度末日において、全国8地域（仙台・東京・横浜・埼玉・名古屋・大阪・神戸・福岡）に「リユースセンター」を配備しております。これらのリユースセンターにおいては、商品査定、仕入、在庫管理、受注管理、商品配送等、リユース品の仕入からインターネット上での販売に至るフルフィルメントサービス（商品の仕入から在庫管理、受注販売管理、配送に至る一連の流れ）が行われておりますが、その配置については当社独自の戦略によってなされたものであります。この戦略とは、当社のインターネットメディアを通じた買取依頼から、実際の買取に至るコンバージョン率の向上を実現するためのフックとしてリユースセンターを機能させることであります。具体的には、ユーザーの在する隣接地域に買取依頼先を設けることにより、大型・大量・高額商品等の買取を依頼することに関する心理的・物理的な障壁を緩和することで、安心感・利便性が高い買取サービスを提供し、実際の買取へのコンバージョン率を引き上げるといったものであり、当該戦略が奏功し、現在に至っております。

また、販売についてもインターネットに特化した形態を採ることで、店舗運営コストの削減の他、販売地域を店舗周辺に限定することなく、より広範囲の消費者に購買機会を提供することが可能となり、このことで「高価格買取」及び「低価格販売」を実現しております。当社ではインターネットに特化することで、消費者にとって、より「リユース」を身近に感じていただける、誰もが利用しやすいサスティナブル・リユースプラットフォーム(持続可能な循環型社会の基盤)の構築を目指しております。

その特徴としては、「ニーズに合ったコンテンツマーケティング」「完全自社開発のITシステム」「コンタクトセンター（ 1 ）+リユースセンターで一気通貫のオペレーションシステム」の3点が挙げられ、具体的には以下のとおりであります。

・「ニーズに合ったコンテンツマーケティング」

当社の仕入は、顧客からコンタクトセンターが買取依頼を受領することから始まります。当該依頼を獲得するために、従来はSEO（ 2 ）、リスティング広告（ 3 ）運用等のSEM（ 4 ）が中心でしたが、直近ではコンテンツマーケティング（ 5 ）の思想を採り入れ、専門性と客観性の高いサイトの構築及び運営に力を入れております。その理由は、これまでの買取専門サイトからの買取実績並びにコンタクトセンターを経由した買取に至るまでの一連のプロセスを、顧客目線でわかりやすく説明し、安心感・信頼感を提供するためであります。さらに、この方針に則って商品カテゴリー別に細分化された買取専門サイトを複数運営することで、顧客がサービスを安心して、利用しやすい仕組みを構築しております。

・「完全自社開発のITシステム」

買取については、顧客からの買取依頼に基づいてコンタクトセンターによる事前査定を行った上で、店頭、出張、宅配いずれかのチャネルにより商品が当社のリユースセンターに到着し、そこで本査定を行うという流れになっております。買取におけるITシステムの特徴は、マルチチャネル（ 6 ）であり、多岐にわたる商品であっても、当社側は一元管理化されたシステムで対応していることであります。例えば、法人から大量の在庫買取依頼が来た場合でも、個人から少数の趣味嗜好品の依頼が来た場合でも、当社の従業員は同一のデータベースを参照し、同一のシステム上で買取に至るプロセスを実行することで、専門性や属人性を低減した商品査定及び買取が可能となっております。このように、買取サイドではマルチチャネル対応型のシステムを自社開発しております。

一方で販売についても、マルチチャネル販売システムを自社開発しております。具体的には、単品個体管理がなされている商品を複数のEマーケットプレイスに同時出品することで、当社の商品を様々な顧客層に対して販売できる体制となっております。

さらに、完全自社開発である買取・販売両側面のシステムを統合し、ワンストップで運用することで、同じ型番、同じ商品でもその状態によって価値の異なるリユース品の管理コストを低減させ、また当該システムを完全自社開発・運用することで、商品カテゴリーの拡大や、販売チャネルの多様化等、事業拡大に合わせたシステムの開発・運用がスピーディーかつ低コストで実現できる体制を構築しております。

・「コンタクトセンター＋リユースセンターで一気通貫のオペレーションシステム」

オペレーションの起点となる、商品の事前査定機能を有するコンタクトセンターを自社で運営しております。自社で運営することで、顧客にとっては自宅に居ながらにして、リユース商品の買取査定価格の水準が事前に把握できるため、安心して買取依頼の判断ができる状態を提供する一方、当社にとっても事前に買取の可否判断ができることや、買取依頼の判断に迷われている顧客と直接コミュニケーションをとれることで、効率的な仕入量の増加につなげることが可能となっており、顧客と当社双方にとって効率的かつ安心感を提供できる体制となっております。

また、フルフィルメントサービスを実現するリユースセンターを、全国8拠点に配備しております。これにより、宅配買取だけでなく、広範囲な地域への出張買取や、店頭買取が可能となり、仕入量の拡大につながっております。

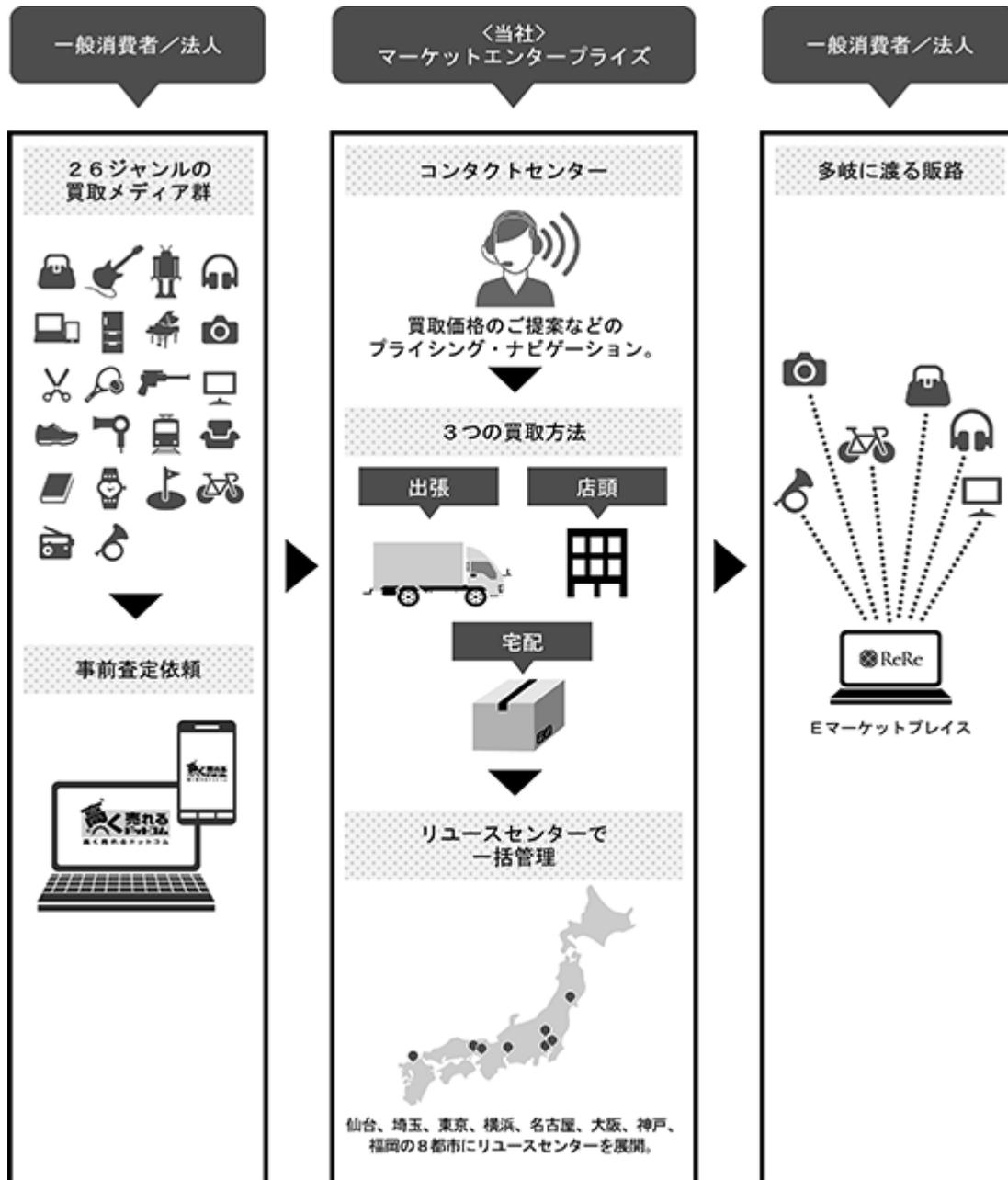
さらにリユース商品の買取における一連の作法、査定の方法、商品カテゴリーごとの特徴等を体系的にまとめたマニュアル「スタンダードブック」を社員各自に所有させ、仕入・販売双方のノウハウについて標準化・共有化を図っております。

以上の「ニーズに合ったコンテンツマーケティング」「完全自社開発のITシステム」「コンタクトセンター＋リユースセンターで一気通貫のオペレーションシステム」の3点を基軸に、業務の標準化・効率化を図ることによって属人性を排除することで、サービスレベルを保った事業拡大が可能なものとなっております。

- (1) 当社では、顧客が望むコンタクトの方法（インターネット、電話）により、買取価格や、買取方法を事前にご案内し、安心してお任せいただける環境を構築しております。コンタクトセンターは、顧客のニーズをヒアリングする専門の部署となっております。
- (2) Search Engine Optimizationの略称。インターネット検索エンジンにおいて、検索結果を表示するページの上に自らのWEBサイトが表示されるようにすること。
- (3) 検索エンジンにおいて、検索結果を表示するページに掲載される広告であり、検索した文言と関連性の高い広告を選択して表示する広告。
- (4) Search Engine Marketingの略称。検索エンジンを利用するユーザーに対して行うマーケティングの総称。
- (5) 顧客にとって有益で説得力のあるコンテンツの制作・配信を行うこと。
- (6) 当社においては、顧客から買取依頼を受領するチャネルとして、インターネット及び電話があり、また、実際の買取は、宅配買取・店頭買取・出張買取の3つの手法によって行っております。複数のチャネル、複数の手法によって商品の買取を行っているため、それらを総称してマルチチャネルと記載しております。

(3) 事業系統図

以上の事項を事業系統図によって示すと、以下のとおりとなります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社MEモバイル	東京都墨田区	20,000	MVNO事業	65.0	当社役員の兼任あり (4名) 他に、端末の販売あり

(注) 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成29年6月30日現在

従業員数(名)
132 (104)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーのみ、人材会社からの派遣社員は除く。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 当社グループは、ネット型リユース事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。

(2) 提出会社の状況

平成29年6月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
130 (104)	29.6	2.3	3,851

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーのみ、人材会社からの派遣社員は除く。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 当社は、ネット型リユース事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。

(3) 労働組合の状況

労働組合は組成されておきませんが、労使関係は円滑に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との対比の記載はしていません。

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済対策や日銀の金融政策の効果により企業収益の向上や雇用・所得環境の改善にみられるように好循環が広がりつつある一方、新興国の景気減速の懸念やイギリスのEU離脱問題、米国新政権の政策動向など、先行き不透明な状況が続いております。また、個人消費につきましても、消費者マインドの改善もあり、持ち直しの動きが続いていましたが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響等により、依然として先行きが不透明な状況となっております。

ネット型リユース事業（販売店舗を有しない、インターネットに特化したリユース品の買取及び販売）を主たる事業とする当社グループが直面するリユース市場につきましては、消費者の節約志向や低価格志向を追い風に、個人間取引でリユース品の売買を行うフリマアプリ等の台頭もあり、堅調な推移を見せております。また、EC市場におきましても、スマートフォンの更なる普及や消費者ニーズの多様化を受け、同様に堅調な推移を見せております。

そのような事業環境下、当社グループにおきましては、当連結会計年度（平成29年6月期）及び翌連結会計年度（平成30年6月期）の2期間を、中長期的な飛躍に向けた戦略的投資期間と位置づけ、収益基盤の確立に向けて人員や設備の拡充をはじめ、取扱商品カテゴリーの拡大、新規サービスのリリース等、積極的な先行投資を実施してまいりました。

具体的には、

- ・人員や設備の拡充

買取依頼数増に対応すべく、徳島コンタクトセンターを新規開設

- ・取扱商品カテゴリーの拡大

従来の買取インフラを活用し、「農機具」の取り扱いを開始

- ・新規サービスのリリース

多種多様な商品ジャンルの取扱ノウハウを活かした、「宅配レンタル」サービスのリリース

中古スマートフォンの買取実績を活かした、MVNO（仮想移動体通信）サービスのリリース

等をはじめ、様々な施策を実施いたしております。

当連結会計年度におきましては、積極的なWebマーケティング、大手企業とのアライアンス、取扱商品のカテゴリー拡大等により商品取扱量が増加した結果、売上高は5,630,708千円となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、サービス強化に向けたIT部門、企画部門人員の増強や業容拡大に向けた営業部人員の増強を行った結果、人件関連費用が増加し、さらに徳島コンタクトセンターの開設や各リユースセンターの設備拡充に伴い、設備関連費用も増加したことから、2,448,078千円となりました。

利益面におきましては、期末時点の保有在庫について評価減を行ったことから、売上総利益率が43.3%となったこと、また、上述のように中長期的な業容拡大を見越した先行投資により、販売費及び一般管理費が増加したことから、営業損失は7,418千円となりました。経常利益については、徳島コンタクトセンターの新規開設に伴う助成金収入等により4,202千円となりましたが、繰延税金資産の取り崩しが発生し、税金費用が増加したことから、親会社株主に帰属する当期純損失は19,276千円となりました。

なお、当社グループは「ネット型リユース事業」の単一セグメントであるため、セグメントの業績については記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、825,827千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、26,823千円の資金の増加となりました。これは主に減価償却費17,437千円や預け金の減少11,927千円、たな卸資産の減少15,147千円及び助成金の受取額13,528千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動によるキャッシュ・フローは、19,750千円の資金の減少となりました。これは主に新規拠点の開設等による有形固定資産の取得による支出13,558千円やソフトウェアの取得にともなう無形固定資産の取得による支出4,240千円及び敷金及び保証金の差入による支出6,472千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フローは、74,298千円の資金の増加となりました。これは主に長期借入金の返済による支出152,797千円があったものの長期借入れによる収入220,000千円があったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 仕入実績

当連結会計年度における仕入実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(千円)	前年同期比(%)
ネット型リユース事業	3,175,016	-

(注) 1. 金額は、仕入価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 当社は、ネット型リユース事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

4. 当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前年同期比は記載しておりません。

(3) 受注実績

該当事項はありません。

(4) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
ネット型リユース事業	5,630,708	-

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、ネット型リユース事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

3. 当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前年同期比は記載しておりません。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

「ネット型リユース」（販売店舗を有さない、インターネットに特化した多種多様なリユース品の買取及び販売）のビジネスモデルをより確固たるものとし、リユース商品の売買において売り手・買い手の顧客共に安心かつ利便性の高い環境を提供することが、当社グループの持続的な成長拡大に向けて必須の条件であると認識しております。

また同時に、当連結会計年度（平成29年6月期）から翌連結会計年度（平成30年6月期）の2期間に至る投資期間を経て、ネット型リユース事業自体の収益性を向上させるとともに、第2、第3の成長ドライバーを周辺事業、新規事業の創出によって確立することが、更なる成長曲線を実現するにあたり必要不可欠であると考えております。

これらのことから、以下3点の課題に積極的に取り組み、経営基盤をより強固なものにしてまいります。

(1) 買取基盤の更なる拡充

ネット型リユース事業の起点となる商品買取（仕入）をより強化することが、事業拡大における基礎的条件であり、その強化に向けては、顧客からの買取依頼数を増加させると同時に、成約率を向上させることが重要なポイントとなります。

当社グループにおきましては、翌連結会計年度においてリユースセンターの新規開設を積極化することで、買取依頼数を増加させながらも当社グループの強みである出張買取の商圈を拡大してまいります。さらにはITを駆使した機械学習の開発・導入を進め、これまでの蓄積データから、買取成約に至るプロセスを解析することで、属人性を低減し、効率的な成約率の向上に努めてまいります。

(2) 人材の確保及び育成

多種多様なリユース品を取り扱う当社グループにおいては、同じ型番や年式の商品でもその状況に応じて商品価値が異なり、当然のことながらそれらの商品の「買取価格」「販売価格」は一物一価のものとなります。一方でより多くのお客様のニーズにスピーディーに、かつホスピタリティ高く対応すべく、買取・販売の価格決定権限を現場社員に移譲しております。即ち、社員における日常の買取・販売に関する判断行動が色濃く当社の業績に反映されることとなります。そのため、それらの現場社員の技術向上はもとより、会社の理念や経営方針、戦略戦術をベースに現場社員をマネジメントし、組織として成果を発揮できる人材も、当社の安定的な成長には必要不可欠であります。

今後の成長拡大に向け、当社グループは多地域への拠点展開、取扱商材の拡大、顧客層の拡大等を行ってまいります。その過程におきましても当社グループのノウハウや技術が希薄化しないよう、日常のコミュニケーション、定期的な社内研修、「スタンダードブック」の改編等を通じ、更なる業務標準化と高品質化を同時実現すべく組織体制の強化に努めてまいります。

(3) 新たな収益基盤の確立

前述のとおり、当社グループが対面するリユース市場、EC市場ともに拡大基調にあります。その市場環境の中、現在の収益基盤であるネット型リユース事業の持続的な成長に向けて、従来からの指針である水平展開（全国主要都市への新規拠点開設）、垂直展開（取扱商材、顧客層双方の拡大）を継続してまいります。

また、これと同時に中長期的な収益基盤の安定化に向け、従来より培ってきた事業ノウハウ、資産を活かした新規事業の創出に向けて、積極的な試行を行ってまいります。

4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項として、以下のようなものがあると考えられます。また、必ずしも以下に記載するリスク要因に該当しない事項につきましても、投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資者に対する積極的な情報開示の観点から、以下に記しております。当社グループにおきましては、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び万が一発生した場合の迅速な対処に努める方針ではありますが、当社の株式に関する投資判断は、本項並びに本書における本項以外の記載内容も併せて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の事項につきましては、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生可能性があるすべてのリスクを網羅しているものではありません。

(1) リユース品の仕入について

リユース品の確保について

当社グループの事業において、リユース品の買取仕入は収益基盤の源泉をなすものであります。当社は、盤石な買取仕入基盤を形成すべく、インターネットメディアにおけるSEM、コンテンツマーケティングに注力し、それに応じた種々の広告宣伝活動により知名度・認知度の向上を図っております。また、実際の買取仕入においては顧客の利便性向上を主眼に置き、顧客のニーズに効率よく対応できるようコンタクトセンターを設置し、電話での事前査定を行っている他、宅配買取、店頭買取、出張買取により買取仕入チャネルの多様化を図っております。しかしながら、今後における景気動向の変化や競合の出現等による仕入価格の上昇、新品商品の流通状況、顧客の消費マインドの変化等によって、質・量ともに安定的なリユース品の確保が困難になる可能性があります。

盗品の買取について

リユース市場の成長、リユース商品の流通量増加に伴い、盗品の売買が社会的な問題となっております。当社グループは少しでも盗品と疑わしい商品については買取を控え、警察当局とも密に連携を図る等、盗品の流通を阻止すべく事業を展開しております。また、古物営業法遵守の観点から、古物台帳（商品の買取記録を詳細に記載した台帳）を業務システムと連携させることで、盗品買取が発生した場合にも適時適切に警察当局の捜査に協力し、盗品を被害者へ無償返還できる体制を整えております。しかしながら、事業特性上、盗品の買取を完全に防止することは困難であり、盗品の買取による仕入ロス（古物営業法上、本来の所有者に対して無償返還義務が生じるため）や当該トラブル発生に起因した当社への信頼低下により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

コピー品の買取について

当社が取り扱う商品の中で、バッグ、時計等、いわゆる「ブランド品」については、著名ブランドのコピー商品が広範に流通しており、社会的な問題となっております。当社グループにおいては、日頃より鑑定スタッフの教育研修・育成を行い、また、当社はAACD（日本流通自主管理協会、「偽造品」や「不正商品」の流通防止と排除を目指して、平成10年4月に発足した民間団体）へ加盟し種々の情報を把握することで、コピー品の買取仕入撲滅に努めております。しかしながら、事業特性上、コピー品に関するリスクを完全に排除することは困難であり、当該トラブル発生に起因した当社への信頼低下により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) インターネット及びEC関連市場について

当社グループは、「ネット型リユース事業」として、インターネットに特化したリユース事業を運営しております。そのため、インターネット及びECの更なる普及が当社グループの成長に向けた基礎的な条件であると認識しております。日本国内におけるインターネット利用人口は年々増加しており、総務省の調べによると、平成26年末における日本国内の利用者数は、1億18万人、普及率82.8%となっております。また、経済産業省の調べによると、消費者向けECの市場規模も平成27年度で13.8兆円となっております。しかしながら、インターネット、ECの歴史は浅く、その将来性には不透明な部分があり、急激な普及に伴う弊害の発生や、それに伴う新たな規制の導入、その他予期せぬ事象の発生によって、インターネット、ECの市場規模が順調に成長しない場合、当社グループの事業展開、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) リユース業界の状況について

当社グループが属するリユース業界は、そのニーズの高まりから昨今、新規参入が目立ってきております。当社グループは、インターネットに特化したリユース事業という独自のビジネスモデルを展開しており、WEBマーケティング、IT、オペレーションという特徴を生かしながら強固な参入障壁の構築に努めておりますが、業界内における競争が激化した場合、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 特定のサービスへの依存について

当社グループにおける売上の大半は、ヤフー株式会社が運営する「ヤフオク！」を通じたものとなっております。一方で在庫連動システムの開発・運用や、その他販売チャネルの開拓を推進し、マーケットプレイスを介さない直接販売を含み、本書提出日現在では6つの販売チャネルを確保しております。これらの販売チャネルの開発により、販売チャネルの適正化及び特定サービスへの依存度低下に努めておりますが、同社による「ヤフオク！」サービスの廃止等、現段階において予見されていない事象の発生によって、「ヤフオク！」が販売チャネルとして利用できない事態が発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) ITシステムについて

システムトラブルについて

当社グループのビジネスプロセスは、自社開発のITシステムに依存しており、当該システムの可用性を堅牢に担保すべく、複数のWEBサービスを利用し、万が一の際のバックアップ体制を整えております。しかしながら、自然災害、火災、コンピュータウィルス、通信トラブル、第三者による不正行為、サーバーへの過剰負荷、人為的ミス等あらゆる原因によりサーバー及びシステムが正常に稼働できなくなった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

技術革新について

当社グループが事業を展開するインターネット業界は、極めて早いスピードで技術革新が続いております。当社グループにおきましては、それらの技術革新による急速な変化に対応すべく、先端的な技術の知見やノウハウの蓄積、更には優秀な技術者の採用を推進する等、積極的な対応に努めております。しかしながら、技術革新への対応が遅れ、当社グループの技術的優位性やサービス競争力の低下を招いた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 法的規制について

古物営業法について

当社グループの事業特性上、取り扱う商品は「古物営業法」の定める「古物」に該当するため、当社グループの事業運営については同法の規制を受けており、当社グループの事業所は、展開する各都道府県公安委員会からの許可に基づいて営業を行っております。当社グループは同法に定められている買取依頼者の本人確認、古物台帳の管理の徹底等、同法を遵守した営業活動を行っており、設立以来から本書提出日現在までの間、違反の事実は存在しておりません。また、同法に関する社内教育を徹底し、適宜、理解度調査のための社員試験を実施する等、事業継続に支障をきたす事象発生は無いものと認識しております。

しかしながら、今後、同法に抵触するような事件が発生し、許可の取り消し等が行われた場合には、当社グループの事業活動に重要な影響を及ぼす可能性があります。

個人情報保護法について

当社グループの事業特性上、また、古物営業法に関する規制により、商品の買取仕入にあたって、個人情報の取得を行っており、当社グループはこれらの個人情報を電磁的方法により、データベース化し、記録・保管しております。また、商品の販売・発送においても同様に個人情報の取得を行っております。当社グループは社内規定、業務マニュアル等のルールの整備、物理的な管理・監視体制の強化、社員教育の徹底、ITシステムのセキュリティ強化等により、これらの個人情報が社外に流出しないよう、管理を徹底しております。しかしながら、今後、個人情報の流出が発生した場合、社会的信用の失墜や当該事象に対する多額の経費発生等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

その他の法的規制について

当社ではインターネットを活用した通信販売を行っており、「特定商取引に関する法律」による規制を受けております。近年、インターネット上のトラブルへの対応として、インターネット関連を規制する法整備が進んでおり、新たな法令等による規制や既存法令等の改正等がなされた場合、当社グループの事業が制約を受ける可能性があります。その場合、当社グループの事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 事業体制について

人材の確保及び育成について

当社グループにおいて優秀な人材の確保、育成及び定着は今後の継続的な成長を実現させるための重要課題であります。新卒・中途を問わず、積極的な採用活動を通じ、優秀な人材の確保・育成に努め、また、明確なビジョン・行動指針の下、定期的な社内研修や人事制度、福利厚生等の拡充等、定着率の向上を図っております。しかしながら、当社グループが求める人材を計画通りに確保できなかった場合、また、採用し育成した役職員が当社の事業に寄与しなかった場合、あるいは育成した役職員が社外に流出した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である小林泰士は、当社の創業者であり、創業以来代表取締役社長を務めております。当社グループにおきましては、優秀な人材の採用・育成をはじめ、業務プロセスの標準化等を推進することにより、一個人の属人性に依存することのない組織的な事業経営体制を構築しておりますが、同氏の新聞、雑誌等各種メディアへの露出は、現在の当社グループのブランド形成という側面におきまして重要な役割を果たしております。当該側面におきましても組織的な形成を実現すべく体制強化を図っておりますが、何らかの理由により同氏が当社グループの業務を継続することが困難となった場合、当社グループの事業推進等に影響を及ぼす可能性があります。

(8) その他

配当政策について

当社では、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。しかしながら、現在当社グループは成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた投資に充当することで、更なる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針ではありますが、配当の実施及びその時期等については現時点において未定であります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社役員、従業員に対するインセンティブを目的として、新株予約権を付与しております。

これらの新株予約権が行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化することになり、将来における株価への影響を及ぼす可能性があります。

なお、当事業年度末日現在、これらの新株予約権による潜在株式数は180,400株であり、発行済株式総数5,077,000株の3.55%に相当します。新株予約権の詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。なお、当連結会計年度が連結決算を行った初年度であるため、前連結会計年度との比較は行っていません。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 会計方針に関する事項」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

資産の部

当連結会計年度末の総資産については、1,536,877千円となりました。

流動資産については、1,364,596千円となりました。主な内訳は、現金及び預金825,827千円、商品352,204千円であります。

固定資産については、172,281千円となりました。主な内訳は、建物48,260千円及び敷金及び保証金89,167千円であります。

負債の部

当連結会計年度末の負債については、619,340千円となりました。主な内訳は、1年内返済予定の長期借入金144,739千円、未払金114,412千円、長期借入金215,231千円であります。

純資産の部

当連結会計年度末の純資産については、917,536千円となりました。主な内訳は、資本金304,913千円、資本剰余金284,553千円、利益剰余金323,570千円であります。

(3) 経営成績の分析

売上高

当事業年度における売上高は、5,630,708千円となりました。これは主に、積極的なWebマーケティング、大手企業とのアライアンス、取扱商品カテゴリーの拡大等により商品取扱量が増加したことによるものであります。

売上原価、売上総利益

当事業年度における売上原価は、3,190,047千円となりました。これは主に、業容拡大に伴い仕入が増加した一方で、前事業年度に比して販売単価が高く売上総利益率の低い高単価商材のシェアが高まったこと、期末時点の保有在庫について評価減を行ったことによるものであります。売上総利益は2,440,660千円となりました。

販売費及び一般管理費、営業利益

当事業年度における販売費及び一般管理費は、2,448,078円となりました。これは主に、中長期的な事業拡大を見込んだIT部門、企画部門人員の増強や業容拡大に向けた営業部門人員の増強を行った結果、人件関連費用が増加し、また、徳島コンタクトセンターの開設や各リユースセンターの設備拡充に伴い、設備関連費用も増加したことによるものであります。この結果、営業損失は7,418千円となりました。

営業外損益、経常利益

当事業年度における営業外損益は、営業外収益が16,240千円、営業外費用が4,618千円となりました。営業外収益の主な内訳は、徳島コンタクトセンター開設に伴う助成金収入であり、営業外費用の主な内訳は、支払利息であります。この結果、経常利益は4,202千円となりました。

特別損益、純利益、親会社株主に帰属する当期純利益

当事業年度における特別損失は盗難損失の計上により7,394千円となりました。また、当事業年度における法人税等合計は、18,363千円となりました。

この結果、当期純損失は21,555千円となり、親会社株主に帰属する当期純損失は19,276千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営戦略の現状と見通し

当社グループが対面するリユース市場、EC市場ともに拡大基調にあります。そこで、当社においては、従来からの指針である水平展開（全国主要都市への新規拠点開設）、垂直展開（取扱商材、顧客層双方の拡大）を継続し、既存事業による持続的な成長拡大を図りながらも、一方で、中長期的な収益基盤の安定化を企図し、新規事業の創出に向けて、積極的な先行投資を行ってまいります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

経営者の問題認識と今後の方針については、「第2 事業の状況 3 経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資の合計は、14,798千円であり、主な内訳は、業容拡大に伴う建物附属設備、器具等の増加10,558千円や、新規サービスのリリースに向けたソフトウェアの増加4,240千円であります。

なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成29年6月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物	車両運搬具	工具、器具 及び備品	合計	
本社 (東京都中央区)	ネット型 リユース事業	業務設備	17,074		1,654	18,729	33
錦糸町・両国オフィス (東京都墨田区)	ネット型 リユース事業	業務設備	1,340		1,029	2,370	27
徳島オフィス (徳島県徳島市)	ネット型 リユース事業	業務設備	3,987		1,034	5,022	16
東京リユースセンター (東京都江東区)	ネット型 リユース事業	業務設備	2,026		2,256	4,282	19
埼玉リユースセンター (埼玉県和光市丸山台)	ネット型 リユース事業	業務設備	4,494		1,207	5,701	5
横浜リユースセンター (神奈川県横浜市港北区)	ネット型 リユース事業	業務設備	4,086		708	4,794	10
名古屋リユースセンター (愛知県名古屋市中区)	ネット型 リユース事業	業務設備	295	0	490	785	5
大阪リユースセンター (大阪府吹田市垂水町)	ネット型 リユース事業	業務設備	864		491	1,355	5
神戸リユースセンター (兵庫県神戸市兵庫区)	ネット型 リユース事業	業務設備	7,408		863	8,271	4
福岡リユースセンター (福岡県福岡市南区)	ネット型 リユース事業	業務設備	4,314		587	4,901	4
仙台リユースセンター (宮城県仙台市若林区)	ネット型 リユース事業	業務設備	2,367		1,404	3,771	4

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 本社及び各リユースセンターは全て賃借物件であり、年間賃借料(共益費含む)は、176,112千円であります。

(2) 国内子会社

連結子会社(株式会社MEモバイル)は、重要な設備を有しておりませんので、記載を省略いたします。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
提出 会社	西東京リユース センター (東京都)	ネット型 リユース事業	業務設備	30,000	6,400	自己資金	平成29年 7月	平成29年 9月	
	札幌リユース センター (北海道)	ネット型 リユース事業	業務設備	30,000		自己資金	平成29年 11月	平成29年 12月	

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 完成後の増加能力につきましては、合理的な算出が困難なため、記載しておりません。
 3. 投資予定額には、有形固定資産の取得価額その他、敷金及び保証金の支払額を含んでおります。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	18,000,000
計	18,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成29年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年9月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,077,000	5,083,000	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数は100株でありま す。
計	5,077,000	5,083,000	-	-

(注) 事業年度末現在発行数と、提出日現在発行数の差異(6,000株の増加)は、平成29年7月1日から平成29年8月31日までの間における新株予約権の行使によるものであります。なお、提出日現在発行数には、平成29年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

第1回新株予約権(平成25年6月13日 臨時株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年8月31日)
新株予約権の数(個)	40(注)1	同左(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40,000(注)1	同左(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	9(注)2	同左(注)2
新株予約権の行使期間	自 平成27年6月14日 至 平成35年6月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 9.0(注)2 資本組入額 4.5(注)2	同左(注)2
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役及び従業員又はこれらに準ずる地位にあることを要する。その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

第2回新株予約権(平成26年2月14日 臨時株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年8月31日)
新株予約権の数(個)	112(注)1、3	109(注)1、3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	112,000(注)1、3	109,000(注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	12(注)2	同左(注)2
新株予約権の行使期間	自 平成28年3月2日 至 平成36年2月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 12(注)2 資本組入額 6(注)2	同左(注)2
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役及び従業員又はこれらに準ずる地位にあることを要する。その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式数は、退職等により権利を喪失した者の数を減じておりません。

第3回新株予約権(平成26年2月14日 臨時株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年8月31日)
新株予約権の数(個)	13(注)1	11(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	13,000(注)1	11,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	12(注)2	同左(注)2
新株予約権の行使期間	自 平成28年6月2日 至 平成36年5月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 12(注)2 資本組入額 6(注)2	同左(注)2
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役及び従業員又はこれらに準ずる地位にあることを要する。その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みにに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

第4回新株予約権(平成26年6月23日 臨時株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年8月31日)
新株予約権の数(個)	2(注)1、3	2(注)1、3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000(注)1、3	2,000(注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	12(注)2	同左(注)2
新株予約権の行使期間	自 平成28年6月24日 至 平成36年6月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 12(注)2 資本組入額 6(注)2	同左(注)2
新株予約権の行使の条件	行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式数は、権利行使により減少した数及び退職等により権利を喪失した者の数を減じております。

第5回新株予約権(平成27年3月12日 臨時株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年8月31日)
新株予約権の数(個)	67(注)1、3	62(注)1、3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	13,400(注)1、3	12,400(注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	400(注)2	同左(注)2
新株予約権の行使期間	自 平成29年3月13日 至 平成37年3月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 400円(注)2 資本組入額 200円(注)2	同左(注)2
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役及び従業員又はこれらに準ずる地位にあることを要する。その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式数は、退職等により権利を喪失した者の数を減じておりません。

第6回新株予約権(平成29年8月14日 取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年8月31日)
新株予約権の数(個)	-	1,200(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	-	120,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	-	562(注)2
新株予約権の行使期間	-	自平成31年7月1日 至平成39年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	-	発行価格 562(注)2 資本組入額 281(注)2
新株予約権の行使の条件	-	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	-	譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と併合する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 本第6回新株予約権の割当を受けた者(以下、「本第6回新株予約権者」という。)は、平成30年6月期から平成34年6月期までのいずれかが連続する2事業年度の経常利益の合計額が5億円を超過した場合に、本第6回新株予約権を行使することができる。なお、上記の経常利益の判定においては、当社の提出した有価証券報告書における連結損益計算書の数値を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めものとする。

(2) 上記(1)にかかわらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、本第6回新株予約権者は残存するすべての本第6回新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければなら

ないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社の上場廃止、倒産、その他本第6回新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が本第6回新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- (3) 本第6回新株予約権者が死亡した場合、本第6回新株予約権全部を法定相続人の内1名(以下、「権利承継者」という。)が相続する場合に限り、権利承継者が本第6回新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は本第6回新株予約権を相続できない。
- (4) 本第6回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本第6回新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本第6回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

第7回新株予約権(平成29年8月14日 取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年8月31日)
新株予約権の数(個)	-	2,000(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	-	200,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	-	562(注)2
新株予約権の行使期間	-	自平成32年10月1日 至平成39年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	-	発行価格 562(注)2 資本組入額 281(注)2
新株予約権の行使の条件	-	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	-	譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と併合する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は、次のとおりであります。

- (1) 本第7回新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本第7回新株予約権を行使することができず、受託者より本第7回新株予約権の付与を受けた者(以下、「受益者」または「本第7回新株予約権者」という。)のみが本第7回新株予約権を行使できることとする。
- (2) 受益者は、平成30年6月期から平成34年6月期までのいずれか連続する2事業年度における経常利益の合計額が5億円を超過した場合に限り、本第7回新株予約権を行使することができる。なお、上記の経常利益の判定においては、当社の提出した有価証券報告書における連結損益計算書の数値を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。

- (3) 受益者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (4) 受益者が死亡した場合、本第7回新株予約権全部を法定相続人の内1名(以下、「権利承継者」という。)が相続する場合に限り、権利承継者が本第7回新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は本第7回新株予約権を相続できない。
 - (5) 本第7回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本第7回新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (6) 各本第7回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
4. 本新株予約権は、中村彰利氏を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社役員等のうち受益者として指定された者に交付されます。

第8回新株予約権(平成29年8月14日 取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年8月31日)
新株予約権の数(個)	-	1,200(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	-	120,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	-	562(注)2
新株予約権の行使期間	-	自平成35年10月1日 至平成39年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	-	発行価格 562(注)2 資本組入額 281(注)2
新株予約権の行使の条件	-	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	-	譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてののみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と併合する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は、次のとおりであります。

- (1) 本第8回新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本第8回新株予約権を行使することができず、受託者より本第8回新株予約権の付与を受けた者(以下、「受益者」または「本第8回新株予約権者」という。)のみが本第8回新株予約権を行使できることとする。
- (2) 受益者は、平成30年6月期から平成38年6月期までのいずれかの事業年度における経常利益が10億円を超過した場合に限り、本第8回新株予約権を行使することができる。なお、上記の経常利益の判定においては、当社の提出した有価証券報告書における連結損益計算書の数値を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めるものとする。

- (3) 受益者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (4) 受益者が死亡した場合、本第8回新株予約権全部を法定相続人の内1名(以下、「権利承継者」という。)が相続する場合に限り、権利承継者が本第8回新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は本第8回新株予約権を相続できない。
 - (5) 本第8回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本第8回新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (6) 各本第8回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
4. 本新株予約権は、中村彰利氏を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社役員等のうち受益者として指定された者に交付されます。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年2月13日 (注)1	2,000	4,000	-	20,000	-	-
平成26年6月30日 (注)2	30	4,030	360	20,360	-	-
平成26年9月12日 (注)3	510	4,540	102,000	122,360	102,000	102,000
平成27年3月11日 (注)4	2,265,460	2,270,000	-	122,360	-	102,000
平成27年6月16日 (注)5	200,000	2,470,000	138,000	260,360	138,000	240,000
平成27年6月25日 (注)6	64,500	2,534,500	44,505	304,865	44,505	284,505
平成28年1月1日 (注)7	2,534,500	5,069,000	-	304,865	-	284,505
平成28年7月1日～ 平成29年6月30日 (注)8	8,000	5,077,000	48	304,913	48	284,553

(注) 1. 平成26年2月13日付で、普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。

2. 有償第三者割当増資による増加であります。

発行株数 30株

発行価格 12,000円

資本組入額 12,000円

割当先 寺田航平 10株 岡崎雅弘 10株 菅下清廣 10株

3. 有償第三者割当増資による増加であります。

発行株数 510株

発行価格 400,000円

資本組入額 200,000円

割当先 Y J 1号投資事業組合 400株 株式会社オプト 50株

株式会社オークファン 50株 山本正卓 10株

4. 平成27年3月11日付で、普通株式1株につき500株の株式分割を行っております。

5. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,500円

引受価額 1,380円

資本組入額 690円

6. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 1,380円

資本組入額 690円

割当先 S M B C 日興証券株式会社

7. 平成28年1月1日付で、普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。

8. 新株予約権の権利行使による増加であります。

9. 平成29年7月1日から平成29年8月31日までの間に、新株予約権の権利行使により、発行済株式が6,000株、資本金が230千円及び資本準備金が230千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成29年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	15	20	8	3	915	963	-
所有株式数(単元)	-	1,405	1,799	20,819	194	35	26,511	50,763	700
所有株式数の割合(%)	-	2.77	3.54	41.01	0.38	0.07	52.23	100.00	-

(注) 自己株式174株は、「個人その他」1単元、「単元未満株式の状況」に74株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成29年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社WWG	東京都中央区築地四丁目4番15号	1,600,000	31.51
小林 泰士	東京都中央区	1,340,000	26.39
加茂 知之	東京都墨田区	600,000	11.81
YJ1号投資事業組合	東京都千代田区紀尾井町1番3号	400,000	7.87
株式会社SBI証券	東京都港区港区六本木一丁目6番1号	132,300	2.60
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	118,400	2.33
株式会社オークファン	東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号	45,800	0.90
佐藤 崇弘	東京都目黒区	40,000	0.78
中辻 哲朗	京都府京都市下京区	25,000	0.49
サイブリッジグループ株式会社	東京都港区南青山六丁目2番9号	23,500	0.46
計	-	4,325,000	85.18

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成29年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,076,200	50,762	-
単元未満株式	普通株式 700	-	-
発行済株式総数	5,077,000	-	-
総株主の議決権	-	50,762	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式74株が含まれております。

【自己株式等】

平成29年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社マーケットエンター プライズ	東京都中央区京橋三 丁目6番18号	100		100	0.0
計		100		100	0.0

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。なお、当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権

会社法に基づき、当社従業員に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成25年6月13日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成25年6月13日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第2回新株予約権

会社法に基づき、当社取締役、監査役及び在籍する当社従業員に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成26年2月14日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成26年2月14日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名、当社監査役2名、当社従業員24名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第3回新株予約権

会社法に基づき、当社従業員に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成26年2月14日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成26年2月14日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第4回新株予約権

会社法に基づき、当社従業員及び社外協力者に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成26年6月23日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成26年6月23日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員3名、社外協力者1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第5回新株予約権

会社法に基づき、当社従業員に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成27年3月12日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成27年3月12日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員34名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第6回新株予約権

会社法に基づき、当社取締役に対して新株予約権を発行することを、平成29年8月14日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成29年8月14日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第7回新株予約権

会社法に基づき、新株予約権信託として新株予約権を発行することを、平成29年8月14日の取締役会において決議されたものであります。なお、本新株予約権は、中村彰利氏を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社役員等のうち受益者として指定された者に交付されます。

決議年月日	平成29年8月14日
付与対象者の区分及び人数	受託者 中村彰利
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第8回新株予約権

会社法に基づき、新株予約権信託として新株予約権を発行することを、平成29年8月14日の取締役会において決議されたものであります。なお、本新株予約権は、中村彰利氏を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社役員等のうち受益者として指定された者に交付されます。

決議年月日	平成29年8月14日
付与対象者の区分及び人数	受託者 中村彰利
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転をおこなった取得自己株式	-	-	-	-
その他()	-	-	-	-
保有自己株式数	174	-	174	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成29年9月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。しかしながら、現在、当社は成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた運転資金もしくは設備投資に充当することで、更なる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

このことから配当は実施せず、今後においても当面の間は成長に向けた仕入拡大等のための運転資金として、内部留保の充実を図る方針であります。将来的には、各事業年度の財政状況及び経営成績を勘案の上、配当という形式での株主への利益還元を検討していく予定ではございますが、現時点において配当の実施及びその時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決議機関は株主総会であります。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成25年6月	平成26年6月	平成27年6月	平成28年6月	平成29年6月
最高(円)	-	-	4,300	5,650 1,492	1,040
最低(円)	-	-	3,040	1,956 652	461

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおける株価を記載しております。
2. 当社株式は、平成27年6月17日から東京証券取引所マザーズに上場しております。それ以前については、該当事項はありません。
3. 印は、株式分割（平成28年1月1日、1株 2株）による権利落後の株価であります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	668	648	589	549	569	752
最低(円)	488	555	506	497	510	540

- (注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおける株価を記載しております。

5 【役員の状況】

男性9名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	-	小林 泰 士	昭和56年3月2日	平成15年4月 株式会社ベンチャーコントロール 入社 平成16年11月 当社創業 平成18年7月 当社設立 代表取締役社長 (現任)	(注)3	1,340,000
専務取締役	事業本部長	加 茂 知 之	昭和56年9月22日	平成16年4月 株式会社さなる 入社 平成16年11月 当社創業 平成18年7月 当社設立 取締役 平成25年7月 当社専務取締役事業本部長 (現任)	(注)3	600,000
取締役	管理本部長	今 村 健 一	昭和53年2月1日	平成13年8月 株式会社リンクアンドモチベー ション 入社 平成21年10月 株式会社ニトリ 入社 平成24年3月 株式会社フロンティアインター ナショナル 入社 平成24年12月 当社入社 管理本部長 平成26年1月 当社執行役員管理本部長 平成26年7月 当社取締役管理本部長(現任)	(注)3	-
取締役	システム デザイン 本部長	丸 尾 光 兵	昭和55年9月21日	平成18年2月 日本オーラム株式会社設立 代表取締役 平成25年7月 当社入社 執行役員システムデザ イン室長 平成28年9月 当社取締役システムデザイン本部長 (現任)	(注)3	-
取締役	-	寺 田 航 平	昭和45年10月25日	平成5年4月 三菱商事株式会社 入社 平成11年9月 寺田倉庫株式会社 入社 平成11年11月 同社取締役 平成12年6月 株式会社ビットアイル(現:ピッ トアイル・エクイニクス株式会 社)設立 取締役社長 平成20年5月 株式会社セタ・インターナショナル(現:株式会 社コウエル) 取締役会長(現任) 平成20年7月 株式会社あどばる 取締役 (現任) 平成25年12月 株式会社テラ・パワー代表取締役 会長 平成26年7月 当社取締役(現任) 平成27年4月 株式会社イーブックイニシアティ ブジャパン 取締役(現任) 平成29年1月 エクイニクス・ジャパン株式会 社 取締役COO(現任)	(注)3	10,000
取締役	-	谷 井 等	昭和47年6月2日	平成8年4月 日本電信電話株式会社 入社 平成9年9月 合資会社デジタルネットワー クサービス設立 代表社員 平成12年1月 株式会社インフォキャスト設立 代表取締役社長 平成12年9月 インデックスデジタル株式会社 代表取締役社長 平成17年6月 シナジーマーケティング株式会社 設立 代表取締役 平成23年1月 同社 代表取締役社長兼CEO 平成24年3月 株式会社ホットリンク 取締役 (現任) 平成28年9月 当社取締役(現任)	(注)3	-
常勤監査役	-	山 崎 眞 樹	昭和23年3月3日	昭和46年4月 三菱重工株式会社 入社 平成10年6月 同社相模原製作所 総務部長 平成18年6月 株式会社リョーイン執行役員 総務部長 平成21年5月 三菱農機株式会社(現:三菱マヒ ンドラ農機株式会社) 入社 平成21年6月 同社 監査役 平成24年4月 同社 顧問 平成25年6月 当社常勤監査役(現任)	(注)4	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	-	伊藤英佑	昭和53年7月24日	平成13年10月 中央青山監査法人 入所 平成17年4月 公認会計士登録 平成17年7月 伊藤会計事務所開所 代表(現任) 平成19年5月 エナジーエージェント株式会社(現:八面六臂株式会社)監査役(現任) 平成25年3月 株式会社ライブレポリューション 監査役(現任) 平成25年6月 当社監査役(現任) 平成26年11月 株式会社モバイルファクトリー 監査役(現任) 平成26年12月 ロボットスタート株式会社 監査役(現任) 平成27年4月 株式会社アピリッツ 監査役(現任)	(注)4	-
監査役	-	大井哲也	昭和47年1月5日	平成11年10月 ソフトバンク・ファイナンス株式会社 入社 平成12年4月 最高裁判所司法研修所 入所 平成13年10月 東京弁護士会登録 TMI総合法律事務所 入所 平成23年1月 同所 パートナー(現任) 平成25年11月 株式会社ジェイアイエヌ(現:株式会社ジズン) 監査役(現任) 平成26年7月 当社監査役(現任) 平成28年9月 テックファームホールディングス株式会社 取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	-
計						1,950,000

- (注) 1. 取締役寺田航平及び谷井等は、社外取締役であります。
2. 監査役全員は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、平成28年6月期に係る定時株主総会終結の時から平成30年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、平成27年4月17日開催の臨時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

<コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方>

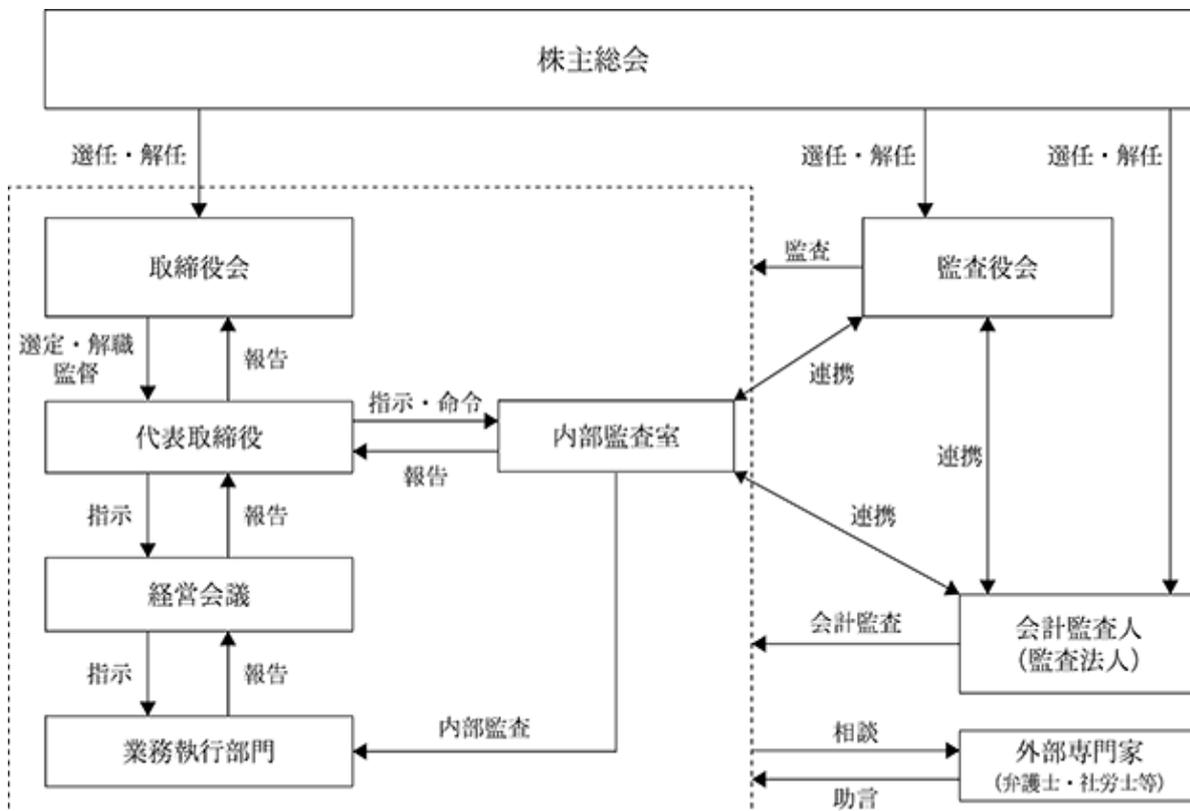
当社は、「Win Winの関係が築ける商売を展開し、商売を心から楽しむ主体者集団で在り続ける」という創業以来の経営理念を常日頃より体現すべく、公正で透明性が高く、迅速で効率的な経営に取り組むことを基本的な考えとしております。その実現のため、少数の取締役による迅速な意思決定及び役員相互間の経営監視をはじめとした組織全体でのコンプライアンスの徹底、ディスクロージャーの充実等により、株主の皆様やお客様をはじめ、取引先、地域社会、従業員等各ステークホルダーと良好な関係を築き、長期的視野の中で企業価値の向上を目指すべく経営活動を推進しております。

企業統治の体制

(企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由)

当社は、監査役制度を採用しております。重要事項に関する意思決定及び監督機関としての取締役会、業務執行機関としての代表取締役、監査機関としての監査役会という、会社法に規定される株式会社の機関制度を採用しております。

なお、会社の機関及び内部統制の体制図は、以下のとおりであります。



(a) 取締役会

当社の取締役会は、取締役6名で構成されており、うち2名は社外取締役であります。毎月1回の定時取締役会その他、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、会社の経営方針、経営戦略等、経営上重要な意思決定及び業務執行の監督を行っております。取締役会には監査役が毎回出席し、取締役の業務執行状況の監査を行っております。

(b) 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名で構成されており、全監査役が社外監査役であります。毎月1回の定時監査役会を開催その他、必要に応じて機動的に臨時監査役会を開催し、取締役会の意思決定の適正性や業務執行状況についての意見交換がなされ、監査役会としての協議・決定をしております。

常勤監査役は取締役会以外の重要な会議にも出席する他、半期に一度、各事業拠点を巡回の上、当該拠点の業務執行状況等を現地にて監査し、日常においては重要書類の閲覧等を通じて社内状況の監査ができる体制となっております。なお、非常勤監査役は、弁護士または公認会計士であり、それぞれの専門的見地から経営監視を実施しております。

また、内部監査人及び会計監査人と適宜議論の場を設け、相互に連携を図ることで、監査役監査はもとより、内部監査、会計監査の実効性の向上を図っております。

(c) 経営会議

当社では、業務執行の迅速化、効率化を実現するため、取締役及び各部門長で構成される経営会議を原則として毎月1回にて開催しており、事業戦略の策定、進捗状況の確認(必要に応じて軌道修正)、部門間の課題共有等を行っております。当該会議体は、重要事項の指示・伝達を図り、会社全体としての認識の統一を図る機関として有効に機能しております。

(企業統治に関する事項 - 内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況)

(a) 内部統制システムの整備の状況

当社では、企業の透明性と公平性の確保に関して、取締役会にて「内部統制システムに関する基本方針」及び各種社内規程を制定し、内部統制システムを整備するとともに、運用の徹底を図っております。また、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、加えて代表取締役社長が選任した内部監査担当者による内部監査を実施することで内部統制システムが有効に機能していることを確認できる体制を採っております。

(b) リスク管理体制の整備の状況

当社では、各部門からのリスク情報について、管理本部にて一元管理しており、取締役会、監査役会、経営会議等の各種会議体にて当該リスク情報を共有することで、リスクの早期発見及び未然防止に努めております。また、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士と顧問契約を締結し、必要に応じて社外専門家から助言を受けられる良好な関係を構築するとともに、監査役監査、内部監査を通じて、潜在リスクの早期発見、是正に努めております。

(子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況)

子会社における職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、子会社に関しても当社管理本部を中心に業務プロセスの構築・見直し、情報システムの整備、社員教育を実施し、また必要に応じて規程・マニュアルを策定しております。また、当社の監査役及び内部監査人が、子会社に対して事業の報告を受け、事業所に赴き業務、財産の状況を調査し、必要に応じて説明を求め、意見を表明しております。

内部監査及び監査役監査の状況

当社では、代表取締役社長直属の内部監査室を設置し、内部統制の有効性及び業務執行状況について、半期に一度各事業拠点を巡回する実地監査を実施しております。内部監査結果については、代表取締役社長へ報告がなされ、必要に応じて取締役会においても共有がなされており、改善事項については、監査調書、改善指示書に基づいて、被監査部門から当該改善状況が代表取締役社長に報告されております。その後、内部監査担当者が改善事項の状況について確認するプロセスにて、改善状況の把握、実効性について検証しております。なお、内部監査室の人員は1名ではありますが、内部監査規程に基づき、必要に応じて内部監査人以外の従業員を臨時に監査担当者に任命できる等、支援可能な体制を構築しております。

監査役監査につきましては、経営管理資料の閲覧、取締役、拠点長へのヒアリング等、日常におけるコミュニケーションに加え、半期に一度各事業拠点を巡回する実地監査により、社内状況、内部統制の有効性、課題及びリスクの把握に努めております。監査役監査、内部監査の状況や監査結果については、相互間にて適宜共有され、会社全体としての内部統制が有機的に機能するよう、体制を構築しております。

なお、内部監査担当及び監査役並びに会計監査人は、それぞれが独立した立場で監査を実施する一方で、監査を有効かつ効率的に進めるため、三者間で定期的に意見交換を行っており、監査の実効性向上に努めております。

社外取締役及び社外監査役

当社は、社外取締役2名、社外監査役3名を選任しております。社外取締役は、主に取締役会にて見識に基づく経営への助言を通じて取締役会並びに経営執行状況の透明性を担保しており、また、社外監査役は当社経営状況に応じたリスクや、取締役の職務執行状況等に対する監査、監督機能を担保しております。

なお、社外取締役寺田航平は当社株式を10,000株保有しておりますが、その他に資本関係、人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

また、当社は社外監査役山崎眞樹及び社外監査役伊藤英佑に新株予約権を2個ずつ付与しておりますが、各社外監査役と当社との間には、上記以外に資本関係、人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役は、原則として毎月1回開催される取締役会に出席し、経営の状況等をモニタリングするとともに、事業判断上、必要とする助言や意見交換を行います。社外監査役は、原則として毎月1回開催される取締役会及び監査役会に出席し、取締役の業務執行の状況を監査する他、内部監査の状況、会計監査人による監査の状況を把握するとともに、内務統制システムの整備・運用状況等を監査し、必要に応じてそれぞれと連携をとり、業務の適正化を図っております。また、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準や方針について、特段の定めはありませんが、独立性については株式会社東京証券取引所が定める基準を参考としており、一般株主と利益相反が生じる恐れのない社外取締役及び社外監査役を選任しております。そのため、経営の独立性を確保していると認識しております。

役員報酬の内容

(a) 当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する報酬は、以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	67,800	67,800	-	-	-	4
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-	-
社外役員(注)	14,400	14,400	-	-	-	6

(注) 社外役員の報酬等の額及び員数には、当事業年度に退任した社外取締役を含めた数値を記載しております。

(b) 役員ごとの報酬等の総額

役員報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

(c) 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(d) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

株主総会にて決定される報酬総額の限度内で、取締役の報酬については取締役会、監査役の報酬については、監査役会にて協議の上決定しております。

株式の保有状況

(a) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 1銘柄

貸借対照表の計上額 1,147千円

(b) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

該当事項はありません。

(当事業年度)

特定投資株式

該当事項はありません。

(c) 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

会計監査の状況

会計監査につきましては、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。当事業年度において、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は筆野力氏及び秋山高広氏の2名であり、補助者は公認会計士3名、その他9名となっております。

なお、継続監査年数については、7年以下であることから、記載を省略しております。

取締役の定数

当社の取締役の定数は、7名以内とする旨、定款にて定めております。

取締役選任の決議要件

当社は、株主総会における取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらないものとする旨を定款にて定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款にて定めております。これは、株主総会における定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

責任限定契約の内容

当社と社外取締役2名及び社外監査役3名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役及び社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無い場合に限られます。

当社と会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無い場合に限られます。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、株主総会決議に基づく剰余金の配当に加え、取締役会決議により、毎年12月31日を基準日として会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）ができる旨を定款に定めております。

自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】**【監査公認会計士等に対する報酬の内容】**

提出会社

前事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
13,500	

区分	当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	18,600	2,530
連結子会社		
計	18,600	2,530

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「財務報告に係る内部統制に関する指導・助言業務」等を委託し、その対価を支払っております。

【監査報酬の決定方針】

当社の会計監査人に対する監査報酬は、会計監査人より提示される監査方針、監査計画の内容、見積もりの算出根拠及び職務遂行状況並びに、前年度の監査時間、報酬額等を確認し、当該内容について社内関係部署から報告を受ける等妥当性を検証した上で、監査時間等の妥当性を勘案、協議し、監査役の同意の上で決定することとしております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。
- (3) 当連結会計年度(平成28年7月1日から平成29年6月30日まで)は、当連結会計年度中に設立した子会社が連結対象となったことに伴い、初めて連結財務諸表を作成しているため、比較情報を記載していません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成28年7月1日から平成29年6月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成28年7月1日から平成29年6月30日まで)の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容や変更等を適時適切に把握し、連結財務諸表等を適正に作成できる体制を整備するため、監査法人及び各種団体の主催する講習会へ参加する等積極的な情報収集に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

当連結会計年度 (平成29年6月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	825,827
売掛金	107,303
商品	352,204
貯蔵品	5,549
繰延税金資産	15,134
その他	58,575
流動資産合計	1,364,596
固定資産	
有形固定資産	
建物	75,207
減価償却累計額	26,947
建物（純額）	48,260
車両運搬具	1,872
減価償却累計額	1,872
車両運搬具（純額）	0
工具、器具及び備品	25,689
減価償却累計額	13,962
工具、器具及び備品（純額）	11,727
土地	193
有形固定資産合計	60,181
無形固定資産	
ソフトウェア	4,519
無形固定資産合計	4,519
投資その他の資産	
投資有価証券	1,147
繰延税金資産	307
敷金及び保証金	89,167
その他	16,958
投資その他の資産合計	107,581
固定資産合計	172,281
資産合計	1,536,877

(単位：千円)

当連結会計年度
(平成29年6月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	1,315
1年内返済予定の長期借入金	144,739
未払金	114,412
未払費用	103,194
未払法人税等	7,769
その他	32,678
流動負債合計	404,109
固定負債	
長期借入金	215,231
固定負債合計	215,231
負債合計	619,340
純資産の部	
株主資本	
資本金	304,913
資本剰余金	284,553
利益剰余金	323,570
自己株式	221
株主資本合計	912,815
非支配株主持分	4,721
純資産合計	917,536
負債純資産合計	1,536,877

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
売上高	5,630,708
売上原価	¹ 3,190,047
売上総利益	2,440,660
販売費及び一般管理費	² 2,448,078
営業損失()	7,418
営業外収益	
助成金収入	13,528
その他	2,712
営業外収益合計	16,240
営業外費用	
支払利息	2,460
支払補償費	1,917
その他	240
営業外費用合計	4,618
経常利益	4,202
特別損失	
盗難損失	7,394
特別損失合計	7,394
税金等調整前当期純損失()	3,192
法人税、住民税及び事業税	21,089
法人税等調整額	2,726
法人税等合計	18,363
当期純損失()	21,555
非支配株主に帰属する当期純損失()	2,278
親会社株主に帰属する当期純損失()	19,276

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
当期純損失()	21,555
包括利益	21,555
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	19,276
非支配株主に係る包括利益	2,278

【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本					非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	304,865	284,505	342,847	221	931,996	-	931,996
当期変動額							
新株の発行(新株予約権の行使)	48	48			96		96
親会社株主に帰属する当期純損失()			19,276		19,276		19,276
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						4,721	4,721
当期変動額合計	48	48	19,276	-	19,180	4,721	14,459
当期末残高	304,913	284,553	323,570	221	912,815	4,721	917,536

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度	
(自 平成28年7月1日	
至 平成29年6月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純損失()	3,192
減価償却費	17,437
受取利息及び受取配当金	29
支払利息	2,460
売上債権の増減額(は増加)	7,545
たな卸資産の増減額(は増加)	15,147
助成金収入	13,528
預け金の増減額(は増加)	11,927
未払金の増減額(は減少)	23,564
未払費用の増減額(は減少)	6,300
未払消費税等の増減額(は減少)	4,711
その他	12,404
小計	37,621
利息及び配当金の受取額	29
利息の支払額	2,460
法人税等の支払額	24,831
法人税等の還付額	2,937
助成金の受取額	13,528
営業活動によるキャッシュ・フロー	26,823
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	13,558
有形固定資産の売却による収入	6,007
無形固定資産の取得による支出	4,240
敷金及び保証金の差入による支出	6,472
その他	1,486
投資活動によるキャッシュ・フロー	19,750
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	220,000
長期借入金の返済による支出	152,797
非支配株主からの払込みによる収入	7,000
その他	96
財務活動によるキャッシュ・フロー	74,298
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	81,372
現金及び現金同等物の期首残高	744,455
現金及び現金同等物の期末残高	825,827

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

1社

主要な連結子会社の名称

「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

a 商品

個別法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

b 貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～23年
車両運搬具	2～4年
工具、器具及び備品	3～10年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないことから、当連結会計年度において貸倒引当金は計上しておりません。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(連結損益計算書関係)

- 1 期末たな卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

当連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)	
	37,086千円

- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

当連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)	
広告宣伝費	376,594千円
給与手当	671,998 "

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	5,069,000	8,000	-	5,077,000

(注) 普通株式の発行済株式数の増加8,000株は、ストック・オプションの権利行使による増加であります。

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	174	-	-	174

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

当連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)	
現金及び預金	825,827千円
現金及び現金同等物	825,827千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、仕入拠点の拡大による設備投資や運転資金について、必要な資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に仕入拠点等の賃貸借契約によるものであり、賃貸主の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、取引先企業との業務提携等に関連する株式であり、市場価格等の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金の全ては、1年以内に支払期日が到来するものであります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。これらは全て決算日後5年以内に返済期日が到来するものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。敷金及び保証金については、差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性資金を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)を参照ください。)

当連結会計年度(平成29年6月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	825,827	825,827	
(2) 売掛金	107,303	107,303	
(3) 敷金及び保証金	89,167	88,418	749
資産計	1,022,299	1,021,549	749
(1) 買掛金	1,315	1,315	
(2) 未払金	114,412	114,412	
(3) 未払費用	103,194	103,194	
(4) 未払法人税等	7,769	7,769	
(5) 長期借入金()	359,970	360,093	122
負債計	586,662	586,785	122

() (5) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、合理的に見積もった支払予定時期に基づき、将来キャッシュ・フローの合計額を、決算日現在の国債利率で割り引いて算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額
(単位：千円)

区分	平成29年6月30日
非上場株式	1,147

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
当連結会計年度(平成29年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	825,827			
売掛金	107,303			
敷金及び保証金			89,167	
合計	933,131		89,167	

(注4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額
当連結会計年度(平成29年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	144,739	115,251	43,342	40,008	16,630	
合計	144,739	115,251	43,342	40,008	16,630	

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成25年6月13日 取締役会決議	平成26年3月1日 取締役会決議	平成26年5月15日 取締役会決議	平成26年6月23日 取締役会決議
付与対象者の区分 及び人数	当社従業員 1名	当社取締役 1名 当社監査役 2名 当社従業員 24名	当社従業員 3名	当社従業員 3名 社外協力者 1名
株式の種類及び付与数 (注) 1	普通株式 40,000株 (注) 2	普通株式 129,000株 (注) 2	普通株式 13,000株 (注) 2	普通株式 8,000株 (注) 2
付与日	平成25年6月13日	平成26年3月1日	平成26年6月1日	平成26年6月23日
権利確定条件	(注) 3	同左	同左	同左
対象勤務期間	期間の定めなし	期間の定めなし	期間の定めなし	期間の定めなし
権利行使期間	自 平成27年 6月14日 至 平成35年 6月12日	自 平成28年 3月2日 至 平成36年 2月28日	自 平成28年 6月2日 至 平成36年 5月14日	自 平成28年 6月24日 至 平成36年 6月22日

	第5回新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	平成27年3月12日 取締役会決議
付与対象者の区分 及び人数	当社従業員 34名
株式の種類及び付与数 (注) 1	普通株式 15,400株 (注) 2
付与日	平成27年3月12日
権利確定条件	(注) 3
対象勤務期間	期間の定めなし
権利行使期間	自 平成29年 3月13日 至 平成37年 3月11日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 当社は、平成26年2月13日に1株を2株とする株式分割を、平成27年3月11日に1株を500株とする株式分割を、また、平成28年1月1日に1株を2株とする株式分割をそれぞれ行っており、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

3. 権利確定条件は次のとおりであります。

新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役及び従業員又はこれらに準ずる地位にあることを要する。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成29年6月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利確定前(株)					
前連結会計年度末					15,000
付与					
失効					
権利確定					15,000
未確定残					
権利確定後(株)					
前連結会計年度末	40,000	118,000	13,000	7,000	
権利確定					15,000
権利行使		3,000		5,000	
失効		3,000			1,600
未行使残	40,000	112,000	13,000	2,000	13,400

単価情報

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利行使価格(円)	9	12	12	12	400
行使時平均株価(円)		589		621	
付与日における公正な 評価単価(円)					

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
該当事項はありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法
将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額

111,639千円

(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

4,782千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成29年6月30日)
繰延税金資産	
未払事業税	1,786千円
未払事業所税	1,752 "
たな卸資産評価損	17,088 "
投資有価証券評価損	2,710 "
繰越欠損金	2,011 "
その他	2,179 "
繰延税金資産小計	27,528千円
評価性引当額	12,086 "
繰延税金資産合計	15,442千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当連結会計年度
(平成29年6月30日)

税金等調整前当期純
損失を計上しているた
め、記載を省略して
おります。

(資産除去債務関係)

当社は、本社等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、ネット型リユース事業の単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

当連結会計年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
1株当たり純資産額	179.80円
1株当たり当期純損失金額()	3.80円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	19,276
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純損失()(千円)	19,276
普通株式の期中平均株式数(株)	5,074,689

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (平成29年6月30日)
純資産の部の合計額(千円)	917,536
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	4,721
(うち非支配株主持分)(千円)	(4,721)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	912,815
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(株)	5,076,826

(重要な後発事象)

新株予約権の発行

当社は、平成29年8月14日開催の当社取締役会において、当社及び当社関係会社の取締役及び従業員(以下、「当社役員等」という。)に対し、会社法第236条、第238条及び第240条の定めに基づき、第6回新株予約権、第7回新株予約権及び第8回新株予約権を発行することを決議し、平成29年8月30日に付与いたしました。

いずれの新株予約権も、当社グループの業績拡大及び企業価値の向上を目指すに当たり、当社役員等のより一層の意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものであります。なお、それぞれの新株予約権についての概要は、以下のとおりであります。

(1) 第6回新株予約権(有償ストック・オプション)

本新株予約権は、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の向上を目指すにあたり、経営責任を明確化させることを目的として、当社代表取締役に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

そのため、本新株予約権には、権利行使条件として、平成30年6月期から平成34年6月期までのいずれか連続する2事業年度における経常利益の合計額が5億円を超過した場合と設定しております一方で、今後当社株価が一定の値(注)まで下落した場合には、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前営業日の株価水準にて権利行使を義務付ける条項が付されており、当社大株主であり最高経営責任者である割当対象者(当社代表取締役)が株価下落に対する一定の責任を負う内容となっております。

新株予約権の割当日	平成29年8月30日
新株予約権の数	1,200個

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	120,000株
新株予約権の発行総額	120,000円（1個あたり100円）
新株予約権の行使時の払込金額	562円
新株予約権の行使期間	平成31年7月1日から平成39年8月31日まで
新株予約権の行使により新株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格：562円 資本組入額：281円
新株予約権の行使の条件	（注）
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
新株予約権の割当対象者及び割当個数	当社代表取締役（1名） 1,200個

（注）新株予約権の行使の条件に関する事項は、次のとおりであります。

本第6回新株予約権の割当を受けた者（以下、「本第6回新株予約権者」という。）は、平成30年6月期から平成34年6月期までのいずれか連続する2事業年度の経常利益の合計額が5億円を超過した場合に、本第6回新株予約権を行使することができる。なお、上記の経常利益の判定においては、当社の提出した有価証券報告書における連結損益計算書の数値を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

上記にかかわらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、本第6回新株予約権者は残存するすべての本第6回新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c) 当社の上場廃止、倒産、その他本第6回新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が本第6回新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

本第6回新株予約権者が死亡した場合、本第6回新株予約権全部を法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）が相続する場合に限り、権利承継者が本第6回新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は本第6回新株予約権を相続できない。

本第6回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本第6回新株予約権の行使を行うことはできない。

各本第6回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) 第7回新株予約権(有償ストック・オプション)

本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の向上を目指すに当たり、当社役職員等の一体感と結束力をさらに高め、より一層の意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものであり、その権利行使条件として、平成30年6月期から平成34年6月期までのいずれか連続する2事業年度における経常利益の合計額が5億円を超過した場合と設定しております。

当社は、一般的に実施されているストックオプションのような従来型のインセンティブプランではなく、信託を用いた本インセンティブプランを活用することにより、当社役職員等を対象として、当社への貢献度に応じて、予め定められた本新株予約権の交付ガイドラインに従って新株予約権を分配することができます。これにより、当社は、当社企業価値の向上に向けた当社役職員等の貢献を公平に評価した上で新株予約権を分配することができるようになり、既存の新株予約権を用いたインセンティブプランよりも一層、当社役職員等の当社への貢献意欲の向上を図ることができ、また優秀な人材を誘引できるものと期待しております。

新株予約権の割当日	平成29年8月30日
新株予約権の数	2,000個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	200,000株
新株予約権の発行総額	1,200,000円(1個あたり600円)
新株予約権の行使時の払込金額	562円
新株予約権の行使期間	平成32年10月1日から平成39年8月31日まで
新株予約権の行使により新株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格:562円 資本組入額:281円
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
新株予約権の割当対象者及び割当個数	中村 彰利 (注2)

(注)1 新株予約権の行使の条件に関する事項は、次のとおりであります。

本第7回新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本第7回新株予約権を行使することができず、受託者より本第7回新株予約権の付与を受けた者(以下、「受益者」または「本第7回新株予約権者」という。)のみが本第7回新株予約権を行使できることとする。

受益者は、平成30年6月期から平成34年6月期までのいずれか連続する2事業年度における経常利益の合計額が5億円を超過した場合に限り、本第7回新株予約権を行使することができる。なお、上記の経常利益の判定においては、当社の提出した有価証券報告書における連結損益計算書の数値を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

受益者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

受益者が死亡した場合、本第7回新株予約権全部を法定相続人の内1名(以下、「権利承継者」という。)が相続する場合に限り、権利承継者が本第7回新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は本第7回新株予約権を相続できない。

本第7回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本第7回新株予約権の行使を行うことはできない。

各本第7回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(注)2 本第7回新株予約権は、中村 彰利氏を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社役職員等のうち受益者として指定された者に交付されます。

(3) 第8回新株予約権(有償ストック・オプション)

本新株予約権は、前述の第7回新株予約権と同様の目的として発行されるものであり、その権利行使条件として、平成30年6月期から平成38年6月期までのいずれかの事業年度における経常利益が10億円を超過した場合と設定しております。

また、前述の第7回新株予約権同様の背景から、信託を用いたインセンティブプランとなっております。

新株予約権の割当日	平成29年8月30日
新株予約権の数	1,200個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	120,000株
新株予約権の発行総額	120,000円(1個あたり100円)
新株予約権の行使時の払込金額	562円
新株予約権の行使期間	平成35年10月1日から平成39年8月31日まで
新株予約権の行使により新株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格:562円 資本組入額:281円
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
新株予約権の割当対象者及び割当個数	中村 彰利 (注2)

(注)1 新株予約権の行使の条件に関する事項は、次のとおりであります。

本第8回新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本第8回新株予約権を行使することができず、受託者より本第8回新株予約権の付与を受けた者(以下、「受益者」または「本第8回新株予約権者」という。)のみが本第8回新株予約権を行使できることとする。

受益者は、平成30年6月期から平成38年6月期までのいずれかの事業年度における経常利益が10億円を超過した場合に限り、本第8回新株予約権を行使することができる。なお、上記の経常利益の判定においては、当社の提出した有価証券報告書における連結損益計算書の数値を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

受益者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

受益者が死亡した場合、本第8回新株予約権全部を法定相続人の内1名(以下、「権利承継者」という。)が相続する場合に限り、権利承継者が本第8回新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は本第8回新株予約権を相続できない。

本第8回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本第8回新株予約権の行使を行うことはできない。

各本第8回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(注)2 本第8回新株予約権は、中村 彰利氏を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社役員等のうち受益者として指定された者に交付されます。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	125,015	144,739	0.7	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	167,753	215,231	0.7	平成30年7月2日～ 平成33年11月30日
その他有利子負債				
合計	292,768	359,970		

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	115,251	43,342	40,008	16,630

【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっているため、該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	-	2,595,251	4,088,637	5,630,708
税金等調整前四半期 (当期)純損失金額 (千円) ()	-	75,148	63,698	3,192
親会社株主に帰属 する四半期(当期) (千円) 純損失金額 ()	-	54,184	48,507	19,276
1株当たり四半期 (当期)純損失金額 (円) ()	-	10.68	9.56	3.80

(注) 第2四半期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純 利益金額又は四半期 純損失金額 (円) ()	-	10.68	1.12	5.76

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年 6月30日)	当事業年度 (平成29年 6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	744,455	807,742
売掛金	114,849	1 92,652
商品	367,235	352,130
貯蔵品	5,665	5,549
前渡金	9,873	4,162
前払費用	34,215	39,632
前払金	4,104	-
繰延税金資産	8,844	15,134
その他	29,264	1 16,621
流動資産合計	1,318,507	1,333,625
固定資産		
有形固定資産		
建物	52,696	48,260
車両運搬具	8,667	0
工具、器具及び備品	10,506	11,727
土地	193	193
有形固定資産合計	72,064	60,181
無形固定資産		
ソフトウェア	1,283	4,519
無形固定資産合計	1,283	4,519
投資その他の資産		
投資有価証券	1,147	1,147
関係会社株式	-	13,000
出資金	20	20
長期前払費用	5,845	3,923
繰延税金資産	3,871	307
敷金及び保証金	84,432	88,982
その他	12,357	13,015
投資その他の資産合計	107,674	120,395
固定資産合計	181,021	185,095
資産合計	1,499,529	1,518,721

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年6月30日)	当事業年度 (平成29年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	234	296
1年内返済予定の長期借入金	125,015	131,406
未払金	140,976	113,831
未払費用	96,894	103,194
未払法人税等	8,677	7,769
未払消費税等	22,435	26,660
前受金	806	858
預り金	4,740	4,650
流動負債合計	399,780	388,665
固定負債		
長期借入金	167,753	213,009
固定負債合計	167,753	213,009
負債合計	567,533	601,674
純資産の部		
株主資本		
資本金	304,865	304,913
資本剰余金		
資本準備金	284,505	284,553
資本剰余金合計	284,505	284,553
利益剰余金		
利益準備金	1,600	1,600
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	341,247	326,201
利益剰余金合計	342,847	327,801
自己株式	221	221
株主資本合計	931,996	917,046
純資産合計	931,996	917,046
負債純資産合計	1,499,529	1,518,721

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年 7月 1日 至 平成28年 6月30日)	当事業年度 (自 平成28年 7月 1日 至 平成29年 6月30日)
売上高	4,863,308	1 5,607,182
売上原価	2,646,720	3,183,999
売上総利益	2,216,587	2,423,183
販売費及び一般管理費	2 2,119,966	1, 2 2,425,072
営業利益又は営業損失()	96,620	1,889
営業外収益		
助成金収入	-	13,528
その他	2,794	1 3,611
営業外収益合計	2,794	17,139
営業外費用		
支払利息	1,734	2,381
為替差損	2,652	-
支払補償費	1,352	1,917
その他	190	237
営業外費用合計	5,929	4,537
経常利益	93,485	10,712
特別損失		
盗難損失	-	7,394
投資有価証券評価損	8,852	-
特別損失合計	8,852	7,394
税引前当期純利益	84,632	3,317
法人税、住民税及び事業税	41,998	21,089
法人税等調整額	7,002	2,726
法人税等合計	34,995	18,363
当期純利益又は当期純損失()	49,637	15,045

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成27年 7月 1日 至 平成28年 6月30日)		当事業年度 (自 平成28年 7月 1日 至 平成29年 6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
商品売上原価					
1. 商品期首たな卸高		309,274		367,235	
2. 当期商品仕入高		2,704,682		3,168,893	
合計		3,013,956		3,536,129	
3. 商品期末たな卸高		367,235	2,646,720	352,130	3,183,999
売上原価			2,646,720		3,183,999
			100.0		100.0
			100.0		100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	304,865	284,505	1,600	291,610	293,210	-	882,580	882,580
当期変動額								
当期純利益				49,637	49,637		49,637	49,637
自己株式の取得						221	221	221
当期変動額合計	-	-	-	49,637	49,637	221	49,416	49,416
当期末残高	304,865	284,505	1,600	341,247	342,847	221	931,996	931,996

当事業年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	304,865	284,505	1,600	341,247	342,847	221	931,996	931,996
当期変動額								
新株の発行(新株予約権の行使)	48	48					96	96
当期純損失()				15,045	15,045		15,045	15,045
当期変動額合計	48	48	-	15,045	15,045	-	14,949	14,949
当期末残高	304,913	284,553	1,600	326,201	327,801	221	917,046	917,046

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

個別法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～23年
車両運搬具	2～4年
工具、器具及び備品	3～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

均等償却を採用しております。

4 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないことから、当事業年度において貸倒引当金は計上しておりません。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (平成28年6月30日)	当事業年度 (平成29年6月30日)
短期金銭債権	千円	3,308千円

2 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

	前事業年度 (平成28年6月30日)	当事業年度 (平成29年6月30日)
	千円	(株)MEモバイル 15,555千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)	当事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
営業取引による取引高		
売上高	千円	13,902千円
営業取引以外の取引による取引高	"	2,295 "

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)	当事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
販売手数料	172,152千円	244,797千円
給与手当	576,126 "	659,876 "
減価償却費	23,958 "	17,437 "
運賃及び荷造費	198,455 "	211,767 "
広告宣伝費	316,173 "	374,725 "
おおよその割合		
販売費	77.3%	82.0%
一般管理費	22.7%	18.0%

(有価証券関係)

子会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載していません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成28年6月30日)	当事業年度 (平成29年6月30日)
子会社株式		13,000

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年6月30日)	当事業年度 (平成29年6月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	1,207千円	1,786千円
未払事業所税	1,522 "	1,752 "
たな卸資産評価損	5,691 "	17,088 "
投資有価証券評価損	2,710 "	2,710 "
その他	1,583 "	2,179 "
繰延税金資産小計	12,715千円	25,517千円
評価性引当額	"	10,074 "
繰延税金資産合計	12,715千円	15,442千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年6月30日)	当事業年度 (平成29年6月30日)
法定実効税率	33.1%	30.9%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.0%	91.5%
住民税均等割	3.0%	102.7%
雇用促進税制による税額控除	3.2%	%
評価性引当額の増減	0.6%	306.0%
留保金課税	3.6%	25.3%
その他	0.5%	3.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.4%	553.4%

(重要な後発事象)

連結財務諸表の「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	52,696	5,126		9,562	48,260	26,947
	車両運搬具	8,667		6,007	2,660	0	1,872
	工具、器具 及び備品	10,506	5,431		4,210	11,727	13,962
	土地	193				193	
	計	72,064	10,558	6,007	16,433	60,181	42,782
無形固定資産	ソフトウェア	1,283	4,240		1,004	4,519	
	計	1,283	4,240		1,004	4,519	

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から翌年6月末日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後、3カ月以内
基準日	毎年6月末日
剰余金の配当の基準日	毎事業年度末日、毎年12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができないときには、日本経済新聞に掲載するものとする。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載し、そのURLは以下のとおりです。 http://www.marketenterprise.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有していません。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第10期(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)平成28年9月30日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成28年9月30日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第11期第1四半期(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日)平成28年11月 日関東財務局長に提出。

事業年度 第11期第2四半期(自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日)平成29年2月 日関東財務局長に提出。

事業年度 第11期第3四半期(自 平成29年1月1日 至 平成29年3月31日)平成29年5月 日関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

平成28年9月30日関東財務局長に提出。

(6) 有価証券届出書及びその添付書類

ストックオプション制度に伴う新株予約権発行 平成29年8月14日関東財務局長に提出。

(7) 有価証券届出書の訂正届出書

訂正届出書(上記(4) 有価証券届出書の訂正届出書) 平成29年8月15日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成29年9月29日

株式会社マーケットエンタープライズ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 筆野 力

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋山 高広

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マーケットエンタープライズの平成28年7月1日から平成29年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マーケットエンタープライズ及び連結子会社の平成29年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年 9 月29日

株式会社マーケットエンタープライズ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 筆 野 力

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋 山 高 広

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マーケットエンタープライズの平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マーケットエンタープライズの平成29年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。